

涌谷町地方就職学生支援事業補助金交付要綱

令和7年3月24日

涌谷町要綱第31号

(目的)

第1条 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学を卒業した学生の涌谷町内への移住を伴う宮城県内への就職を支援するため、東京圏内の大学を卒業して涌谷町へ移住する見込みの者が、涌谷町地方就職学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付要件を満たした場合に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等については、宮城県地方就職学生支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び涌谷町補助金等交付規則（昭和58年涌谷規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金額)

第2条 対象者に対し、地方への就職活動等にかかる経費及び移住に係る経費として、以下の金額を支援金として支給する。

- (1) 就職活動等に係る経費（以下「交通費」という。） 一人12,490円を上限とし、勤務地が宮城県内に所在する企業への就職活動等に要した交通費の2分の1を支給する。ただし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。
- (2) 移住にかかる経費（以下「移転費」という。） 一人81,500円を上限とし、移住に要した費用を支給する。ただし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付回数)

第3条 補助金の交付を受けることができる回数は、申請者一人につき1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 補助金の対象者は、申請時において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県実施要領第7（1）①及び②に該当すること。ただし、移転費については、涌谷町に所在する企業で担い手確保が困難かつ必要性・緊急性の高い業種であると宮城県および町長が認めた場合を除く。
- (2) 涌谷町に移住する意思を有していること。

(3) その他町長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(交付の申請)

第5条 申請者は、涌谷町地方就職学生支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 提出必須の書類

ア 顔写真付き身分証明書の写し

イ 卒業・修了証明書

ウ 交通費、移転費の領収書の写し

エ 内定証明書もしくは就業証明書（様式第2号）

オ 住民票等の移住元の住所が確認できる書類の写し

カ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(2) 在学中に交通費を申請する場合に提出が必要な書類

ア 在学証明書（卒業学年の確認が取れるもの）

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、涌谷町地方就職学生支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の方法)

第7条 補助金の交付は、第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）からの涌谷町地方就職学生支援事業補助金交付請求書（様式第4号）の提出による請求に基づき行うものとする。

(交付の取消及び変更)

第8条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全額または半額を取り消すとともに、涌谷町地方就職学生支援事業補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(1) 全額の取消

ア 虚偽の申請等をした場合。

イ （在学中に交通費を申請する場合）申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合。

ウ （在学中に交通費を申請する場合）申請から１年以内に涌谷町に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に涌谷町に住民票がある場合を除く。

エ 就業開始日から１年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合。ただし、退職日から３月以内に県実施要領第７②の要件を満たした県内の別の企業に就業する場合を除く。

オ 転入日または就業開始日のいずれか遅い日から３年未満で涌谷町から転出した場合。

（２） 半額の取消

ア 転入日または就業開始日のいずれか遅い日から３年以上５年以内に涌谷町から転出した場合。

（補助金の返還）

第９条 受給者は、前条の規定により交付の決定を取り消された場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、町長が指示する方法により返還しなければならない。ただし、宮城県及び町長が認めた場合はこの限りではない。

（補助金の返還免除）

第１０条 前条の規定により、補助金の返還免除を希望する受給者は、涌谷町地方就職学生支援事業返還免除申請書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２ 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を涌谷町地方就職学生支援事業返還免除可否決定通知書（様式第７号）により受給者に通知するものとする。

（雑則）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- １ この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度予算に係る補助金に適用する。
- ２ この要綱は、次年度以降の各年度においても、当該補助金にかかる予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。